

道志村と住宅金融支援機構が連携

令和6年4月版
www.flat35.com

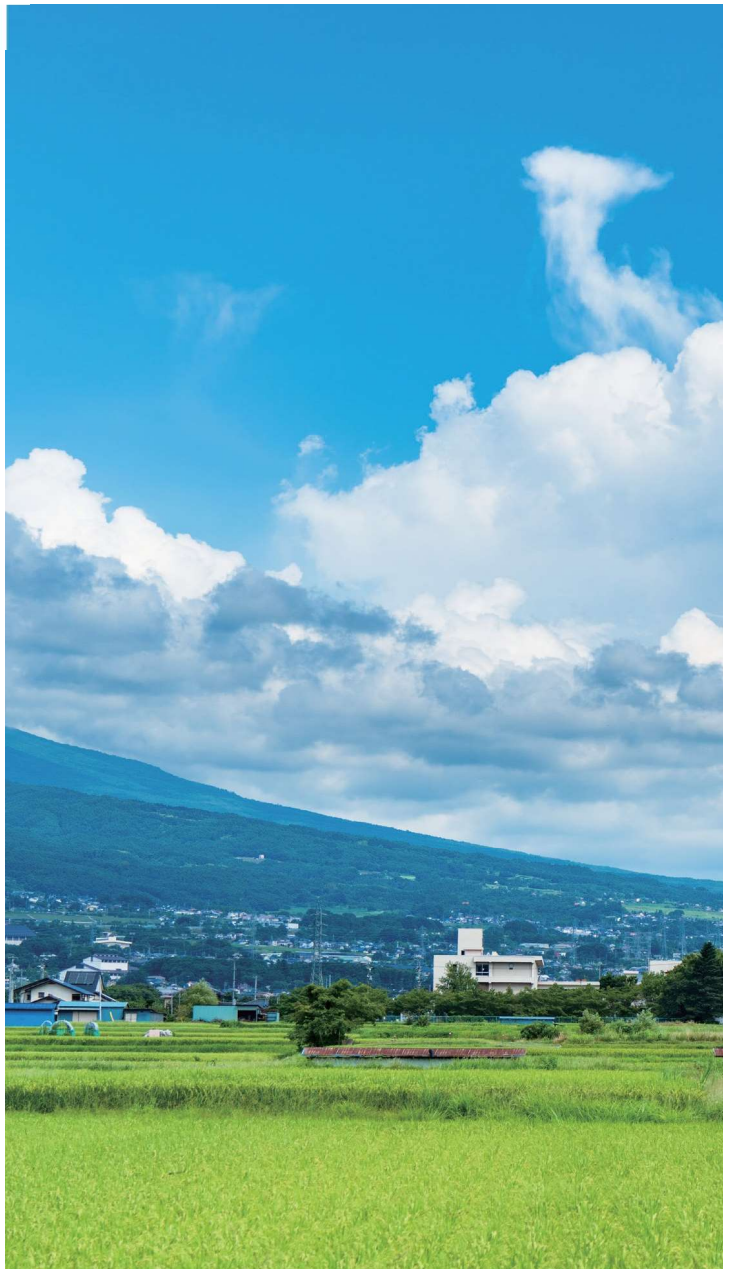
マイホーム取得をご検討中のみなさまへ



いま子育て中の方に！

U I Jターンなどをする方に！

【フラット35】 地域連携型



子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

U I Jターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

【フラット35】S や 【フラット35】子育てプラス との併用でさらに金利引下げ！

※ 1 【フラット35】S または 【フラット35】子育てプラスの併用も可能（詳細は裏面へ）

※ 2 【フラット35】地域連携型とは、子育て支援や地方移住者等について積極的な取組を行う地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する地方公共団体による補助金交付などとセットで【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。


○道志村若者定住新築改築補助事業のご相談は

緑と清流と歴史の郷



道志村 産業振興課

☎ 0554-52-2114

【フラット35】に関するご相談は  住まいのしあわせを、ともにつくる。住宅金融支援機構

お客さまコールセンター

☎ **0120-0860-35** (通話無料)

営業時間 9:00~17:00 (祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)

ご利用いただけない場合 (国際電話など) は、次の番号におかけください。

☎ 048-615-0420 (通話料金がかかります。)



道志川

「住んでみたい村、住んでよかった村」の実現に向け
「高齢者が安心できる村づくり」「子育てにやさしい村づくり」
「安全で住みよい村づくり」を目指して。

道志村で利用できる
【フラット35】地域連携型はこちら



人と自然が深く水源の郷
～住んでみたい村
住んで良かった村～

道志村若者定住応援補助事業

【補助対象者】

- ・現に道志村内に居住しているか、Uターン又はIターンしようとする若者等（45歳以下の夫婦若しくは50歳以下の者で子ども（中学生以下の者。）がいる世帯、又は35歳以下の者）であること。
- ・金融機関等から融資を受けた資金の償還を滞りなく行うこと。
- ・10年以上継続して道志村内に居住すること。

【補助対象住宅】

- ・若者等が自ら居住するための専用住宅であること。

【補助金等】

- ・補助金
 - ①新築補助：1,000万円以上の事業費である場合（補助金上限200万円）
 - ②改築・増築補助／土地、中古住宅購入補助：事業費の2分の1（補助金上限100万円）
- ・利子補給

利子補給率	：借入利率の2分の1、
利子補給限度額（年額）	：30万円
利子補給期間	：36月

連携



【フラット35】 地域連携型

子育て支援の場合

当初 **5** 年間 年 **0.5** %金利引下げ

＜道志村若者定住新築改築補助事業＞

【主な要件】

- ・取得する住宅が新築住宅又は既存住宅であること。

UIJターンの場合

当初 **5** 年間 年 **0.25** %金利引下げ

＜道志村若者定住新築改築補助事業＞

【主な要件】

- ・道志村外から道志村に移転すること。
- ・既婚者の場合、夫婦いずれも45歳以下であること。
- ・独身の場合、満35歳以下であること。



※1 【フラット35】S や 【フラット35】

子育てプラス でさらに金利引下げ

※2 【フラット35】S と 【フラット35】

子育てプラス の併用も可能

詳しくはこちら



※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

＜注意事項＞ ●【フラット35】地域連携型を利用するには、地方公共団体から「【フラット35】地域連携型利用対象証明書」の交付を受ける必要があります。 ●【フラット35】地域連携型には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト（www.flat35.com）でお知らせします。また、地方公共団体による補助金の交付等が終了した場合も受付を終了させていただきます。補助金の交付等についての詳細は、各地方公共団体にお問い合わせください。 ●【フラット35】地域連携型の内容などの詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）をご覧ください。 ●【フラット35】Sとは、【フラット35】をお申込みのお客さまが、省エネルギー性、耐震性などを備えた質の高い住宅を取得する場合に、【フラット35】の借入金利を一定期間引き下げる制度です。 ●【フラット35】子育てプラスとは、子育て世帯または若年夫婦世帯に対して全国一律で子どもの人数等に応じて一定期間借入金利を引き下げる制度です。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。 ●【フラット35】S、子育てプラス等で金利の引下げの適用を希望される場合、一定の基準を満たす必要があります。詳細は、フラット35サイト（www.flat35.com）でご確認ください。 ●【フラット35】S、子育てプラス等の金利引下げメニューには予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイトでお知らせします。 ●【フラット35】は第三者に賃貸する目的の物件などの投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。 ●外国籍の方が【フラット35】をお申込みになる場合は、通常の申込要件に加えて「永住者」または「特別永住者」の資格が必要です。